

第1回「（仮称）袋井市たばこによる健康被害から 市民を守る条例」検討委員会

- 日 時 令和2年1月30日（木）午後7時30分～午後9時20分
- 会 場 袋井市総合健康センター 第1会議室
- 出席者 源馬均委員、小原仁委員、永井昭英委員、朝比奈馨委員、金原通仁委員、大石里美委員、内野雅代委員、鈴木直人委員、小嶋由美委員
- 事務局 安形総合健康センター長、鈴木健康づくり課長、藤田課長補佐、浅田主任主査、吉田主査、朝比奈副主任

【会議次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ（安形総合健康センター長）
- 3 委員委嘱・紹介
- 4 正副委員長の選任
- 5 報告・協議事項
 - （1）条例検討委員会の設置について
 - （2）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る取組について
 - （3）（仮称）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例骨子案について
- 6 その他
 - （1）袋井市たばこに関する市民意識調査の実施について
 - （2）第2回（仮称）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例検討委員会について
- 7 閉会

【会議概要】

（仮称）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例の制定に向けて第1回条例検討委員会を開催した。委員は、医療・教育・産業・行政関係者及び住民代表の11人で、会長に源馬均氏、副会長に朝比奈馨氏を選出した。事務局から条例制定の背景や取組方針、条例骨子案などについて説明した後、委員から御意見をいただいた。

【摘録】

	1 開会
	2 あいさつ（安形総合健康センター長）

<p>センター長</p>	<p>袋井市では、健康づくり計画を作成し、各種健康づくり施策に取り組んでおります。その取組指標の一つとして、喫煙、飲酒の習慣や環境の改善などを掲げ、喫煙やたばこの煙の害、また、アルコールの影響などについての啓発や受動喫煙防止の環境の整備に努めているところでございます。このような中で、2018年度から国や県での受動喫煙防止の動きを受け、日本一健康文化都市を目指す袋井市では、さらに一步踏み込んだ取り組みを進めていくこととなりました。本日は、たばこを巡る動きや本市の現状などを、説明させていただき、取組の方針や柱、進め方などについて、皆様方に様々な視点から御意見、御提言をいただきたいと存じます。</p> <p>3 委員委嘱・紹介</p> <p>4 正副委員長の選任</p> <p>早速ですけれども、報告・協議事項（１）～（３）を事務局から御説明をお願いします。</p> <p>5 報告・協議事項</p> <p>（１）条例検討委員会の設置について</p> <p>（２）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る取組について</p> <p>（３）（仮称）袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例骨子案について</p> <p>※ 上記３点について、事務局より説明</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>色々御意見があると思いますが、ここからが本番だと思います。恐縮ですが、指名させていただきますので、気楽に御発言ください。</p> <p>では、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>条例が制定された後の説明ですが、私自身はたばこを吸わないので、禁煙でやっていますが、ヘビースモーカーの仲間はどういう働きかけをしたらいいか教えてください。また、資料の２ページの当市の現状というところで、喫煙率</p>

がありますが、値上げしたからやめたということが多いものですから、たばこの資料に、金額の増減などがあると分かりやすいかなと思いました。

委員長

市の方から、答えられることをお願いします。

事務局

まず、条例の制定に関しましては、罰則を設けることは考えておりませんが、たばこは、吸う方御自身にも健康に害になりますし、周りの人たちにも害があるということで、健康によくないものは、袋井市として、日本一健康文化都市として、将来的に減らしていきましようという取り組みです。また、行政は、将来大人になる子どもたちを守らなければいけないと思いますので、受動喫煙による健康被害から、子どもを守っていかうとところで、今回の条例制定を目指しております。二点目については、今後、色々な場面で御説明をする際には、委員がおっしゃったようなところも、説明してまいりたいと存じます。

委員長

ありがとうございました。事務局から返答がありましたが、何かありましたらお願いします

委員

基本的には、パブリックなところとプライベートなところと分けてお考えいただければ、抵抗なく受け入れてくれるかなと思います。

委員長

皆さん同じだと思いますが、今回の条例の主旨は、決して喫煙者を排除するのではなく、やめてくれるよう後押しをする、そのような言葉がいいかなと思いました。

はい、お願いします。

委員

祭りになると、袋井は非常に熱心なので、そのときは、大半が吸ってる、吸わない人が3割ぐらいかなと感じます。この人たちを、吸わない方向に持っていくことは大変だと思います。また、職種による喫煙率の差を埋めていくのは、現実的にできるのかなと感じています。子どもに対しては、小学生は非常によく分かってくれるのですが、それから後ですよ、たばこを吸うのは。中

	<p>学生では、まだ吸わないと思いますが、うまくアプローチして吸わないようにしていくことをしていかないと、目指す方向になかなか進んでいかないのではないかというのが今の自分の考えです。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました</p> <p>本当におっしゃるとおりで、祭青年で禁煙を失敗した方が、非常にいらっしゃると思います。他ありますか。</p>
委員	<p>小学校などの第一種施設は、敷地内全面禁煙ですが、敷地内に車を停めてその中で喫煙をされている方が結構いらっしゃいます。昔は、道路、玄関、すぐ出てのところで皆さん吸っていたのですが、数年前からそれもやめましょうという事になって、そうしたら駐車している車の中で結構吸われている方がいます。資料を見させていただくと、敷地内の自動車の取り扱いが書かれているのですが、一般自動車内では喫煙可と書いてあるので、プライベート空間という事でそうになってしまうのかもしれませんが、ちょっと思うところがあります。また、今小学生と話す、たばこは体に悪いということは、理解している子がいるんですが、この前ちょっと初めてたばこを外で見たという子がいて、これがたばこだというものだと理解していない子がいるのだと。逆に、たばこが無い世の中になってきているのかなとは思ってはいるんですが、実物を見せて、こういうものがたばこですよ、ということも進めていければいいかなと思います。以上です。</p>
委員長	<p>はい、事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>資料の自動車の部分ですが、資料の記載に不足がありまして、見解上ですと、動いていれば良いと確認しました。例えば、敷地内を通過している車は喫煙可ですが、駐車場などで止まっている車は喫煙不可ということになります。申し訳ありませんが、そんな認識をしていただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。他にありますか。</p>

委員	<p>以前は、子どもの衣類のたばこの匂いが気になることがありましたが、最近 は、そういうお子さんがほとんどみられなくなってきました。ただ、おそらく 外に出て吸う方が増えているのか、道路や敷地内にたばこの吸い殻が落ちてい たということがありまして、取組案の中に、学校や幼稚園、保育園などの周り の道路で吸わないようにしていくというものがあったので、是非、実施してい ただきたいと思います。また、お祭りの時に、赤ちゃんを抱いて吸っているお 父さんがいたと聞いたことがありまして、先程、母子健康手帳の交付の時など に、禁煙の指導をしていくとありましたが、お母さんだけじゃなくて、お父さ んにも、是非たばこは害がある、子どもの前では吸わないということ伝えて いっていただけたらなと思いました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。はい、お願いします。</p>
委員	<p>飲食店は、やはり対応が難しいと聞いています。商工会議所は、総合センター に入っていますので、全面禁煙ということでやらせていただいています。今度 は、ホテルということで第2種施設になりますので、喫煙室を設けて、分煙とい うこととなります。ホテルの方は、フロアで喫煙、禁煙を分けると聞いてお り、分煙での対応となりそうです。また、花火の時は、会場の中では全面禁煙と いうことにさせていただいて、道路のところと有料席は、喫煙場所を設け、駅 は、JTさんの協力で、喫煙ブースとかいうものが設置されておりますので、ス ペースがあった場合には、分煙等の対応ができると思いますが、浸透していくか どうかは課題だと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。他にありますか。</p>
委員	<p>個人のお店や大きなショッピングセンターなど、いろいろなお店があります。 大規模店については、分煙になっていますし、喫煙場所もきちっとされていると 思います。個人の商店のことを考えると、店主次第というところがあります。先 ほどお話に出たように、たばこを吸う人が悪いということではなく、言葉ひとつ の言い方によって、ずいぶんと捉え方が変わると思います。一場面一場面だけを 切り取って、それがいいか悪いかというお話が多いのですが、それをうまく繋げ</p>

て、条例にさせていただけたらいいと思います。一点お聞きしたいのですが、紙巻きたばこから電子たばこや加熱式たばこに変えたからいいということを知りたいのですが、どうなのでしょう？

委員長

電子タバコは、日本国内では正規にはないものでして、今、日本で売られているアイコスなどは、加熱式と言います。加熱式は、たばこの葉を使用しており、それをリチウムイオンで加熱すると、ニコチンなどの物質が出ます。

委員

紙巻きたばこと一緒ですか。周りの皆さんの受動喫煙は、あまり変わらないですか。

委員長

あまり紙巻きたばこと変わらない、加熱式はたばこそのものですから。ただし、強い弱いがあります。

委員

わかりました。ありがとうございました。

委員

次、お願いします。

委員

妊娠された時は、たばこのことを考えるすごくいい機会なので、ぜひ啓発を行っていただきたいと思います。併せて、妊娠中だと禁煙外来などを利用できないので、その間の支援を検討していただきたい。また、御主人がたばこを吸っている人に対しても、そっと手渡せるような啓発等のアイデアがあるといいかなと思いました。もう一点、小学校や幼稚園の周辺道路の規制は、是非お願いしたいが、実行していくためのアイデアはありますか？

事務局

まずは、看板等を設置するなどして周知していきたいと思います。また、学校を通じて、保護者の方などにもお願いしていきたいと考えています。平成15年に健康増進法が改正されて、受動喫煙から始まって、近年随分と浸透してきたと感じています。これまでの流れから、浸透するには10年くらいかかるかもしれませんが、そのころには、努力義務ですが、皆さんに理解していただけているように努めていきたい、当たり前になるようにしていきたいと思っています。

委員	努力義務でお願いしていくということですが、条例を作ったからこそお願いのできるので、とても意味があることだと思います。
委員長	はい、どうぞ。
委員	先般、自治会内の公会堂全て敷地内禁煙にしましたが、お祭りの時、敷地から少し出た道路でたばこを吸っていました。どのくらい距離が離れていれば、大丈夫とか基準はありますか。
委員	何メートル離れていけばいいかということについては、国も改正健康増進法の時に検討したようですが、結果、何メートル離れていけばいいということは、出ませんでした。屋外であれば、風の影響などもあって、常識の範囲でということになるかと思います。
委員長	禁煙活動をするドクターには、禁煙ではなく嫌煙的な人が多いですが、私としては、今回の条例は、禁煙を後押しする形にしてほしいですね。皆さんありがとうございました。
事務局	皆さんにお伺いしたいことがあります。取組の中に歩きたばこ等について、子どもの目線などで危険ということもあり、子どもを守るところで入っていますが、ここについてどう思いますか。また、子どもと妊婦さんも守りたい、生まれる前から守りたいということで、妊婦さんも子どもと併せて記述したいですが、いかがでしょうか。
委員長	まずは、歩きたばこ、次に、妊婦さんの記述、この二点でいいですか。では、お願いします。
委員	大事なことだと思います。ただ、たばこの健康被害と一緒にするのは主旨が違ってくるのではないかと思います。妊婦はもちろん賛成です。
委員	妊婦さんや小さい子どもさんは、健康への影響が大きいと思うので、良いと思

	<p>います。歩きたばこは、この条例の主旨にどうフィットさせるか、うまく結びつきを考えないといけないと思います。</p>
委員	<p>妊婦は賛成です。歩きたばこは、人口集中地区やD I D、市で定めている立地適正化計画の居住誘導区域内など、そのようなところに限定してやるのもいいかなと思います。なかなか実現するのは難しいかなという感覚です。</p>
委員	<p>本当に妊婦さんのいるところでは吸ってほしくないと思います。歩きたばこですが、火傷したと聞いたことがあります、良くないと思います。あと吸っている時にでる灰ってどうなるのですか。道路に捨てているのですよね。</p>
委員長	<p>灰の他に、フィルターとその手前の部分が残ります。それをどうしているか。</p>
委員	<p>捨てているか、ちゃんと携帯灰皿持っていればいいですけど。</p>
委員長	<p>携帯灰皿というものがあるが、持っている人はかなり少ないと思います。すなわちそれは、ポイ捨てされている。屋外の喫煙も問題ですが、今路上とかに吸い殻を捨てることに対して、何らかの条例みたいなものはあるのですか。</p>
事務局	<p>袋井市まちを美しくする条例があり、空き缶などを投棄してはならない、また、喫煙者の責務として、公共の場において喫煙する場合は、灰皿が設置されているところで吸わないといけない、ただし、携帯灰皿を使用する場合は、この限りでないといった形で、ポイ捨て禁止の条例はあります。</p>
委員	<p>妊婦はいいと思います。歩きたばこ等については、20歳未満の誘発防止のためというところで、あった方がいいかなと思います。</p>
委員	<p>ポイ捨て禁止の条例があるということで、その啓蒙をしたらいいと思います。</p>
委員	<p>既にポイ捨て関連の条例があるのなら、タイアップして、そちらにも脚光を当</p>

	<p>てるのがいいかなと思います。妊婦については、プライベート空間も規制するというので、基本趣旨は賛成なのですが、東京都が子どもをたばこの害から守る条例別に作っていますが、東京都の都民の受け入れがどうか聞いてみてもいいかもしれません。</p>
委員	<p>せっかく条例を作るなら、その方向で動いた方がいいかなと思います。</p>
委員	<p>これから資料等に既にポイ捨て関連の条例があることを記載した方が良いと思います。また、ポイ捨ての条例の方に歩きたばこ入れた方が、この条例を発展させるということで、そちらのほうがいいかなと思います。もう一点、市町でこのような条例を制定しているところはあまりないのですか。</p>
事務局	<p>私たちが調べられた範囲では、受動喫煙防止条例は、県内では無いですが、県外ではできていっています。ただ、袋井市と同じように、受動喫煙だけでなく、たばこによる健康被害、たばこの関係の条例というところ、尼崎市が最初で、多治見さんが昨年条例を制定したというところで、受動喫煙とたばこの健康被害の条例というのは、全国的には少ないです。</p>
委員長	<p>他によろしいでしょうか。ありがとうございました。事務局にお返しします。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 袋井市たばこに関する市民意識調査の実施について</p> <p>(2) <u>第2回(仮称)袋井市たばこによる健康被害から市民を守る条例検討委員会</u>について</p> <p>7 閉会</p>